

福岡県水素グリーン成長戦略会議 令和7年度製品開発支援事業 公募要領

1. 製品開発支援事業の目的

福岡県水素グリーン成長戦略会議会員が行う製品開発を支援することにより、水素関連技術(※1)の向上を図り、水素関連産業(※2)の育成・集積を図ることを目的とします。

※1 水素関連技術：水素及び水素に関連するエネルギー等（アンモニア、合成メタン等）を製造・輸送・貯蔵・利用する技術

※2 水素関連産業：水素産業及び水素に関連する産業（アンモニア産業、次世代熱エネルギー産業、カーボンリサイクル産業等）

2. 製品開発支援の対象

地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素関連製品の開発を支援対象とします。

3. 助成区分、助成期間、助成額、採択予定件数

（1）可能性調査枠

- ・ 助成対象 : シーズ技術の事業化可能性を調査
(試作品開発・データ取得, 企業等ヒアリング調査)
- ・ 助成期間 : 1年間（令和7年度）
- ・ 助成額 : 500万円以内
- ・ 採択予定件数 : 1～2件程度

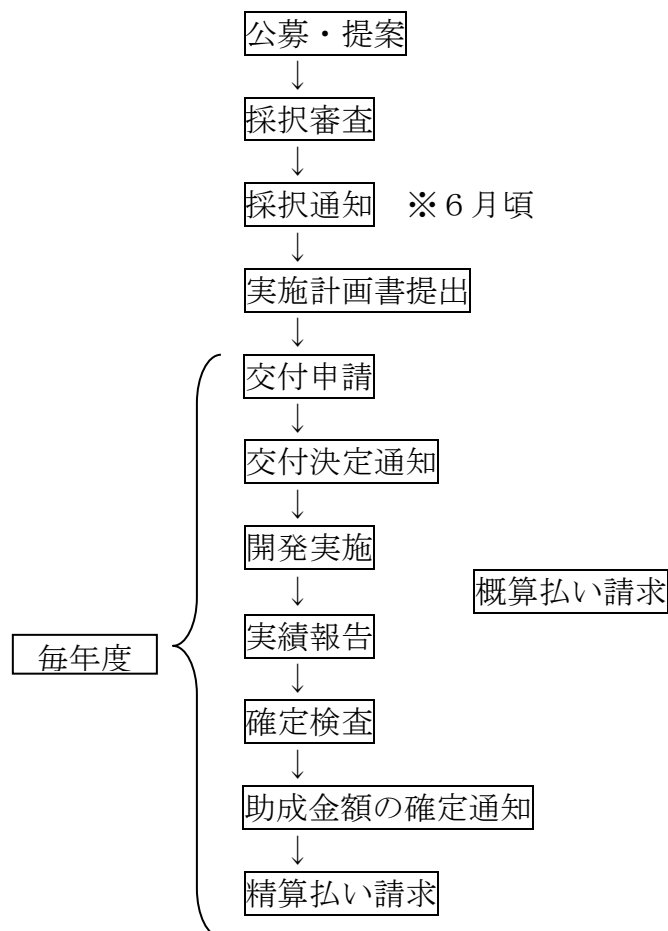
（2）事業化研究枠

- ・ 助成対象 : 事業化が期待される製品開発
(本格的製品開発)
- ・ 助成期間 : 3年以内（～令和9年度）
- ・ 助成額 : 1,000万円／年 以内
※助成総額は、助成期間が2年間の場合は1,750万円以内、3年間の場合は2,500万円以内
- ・ 採択予定件数 : 1～2件程度

4. 助成対象経費，助成割合

- (1) 助成対象経費は、次に掲げる開発経費とします。
(経費区分の詳細は、5頁「別表」に示すとおり。)
- ・機械装置費
 - ・消耗品費
 - ・委託費
 - ・調査旅費
 - ・人件費（対象経費に占める割合1／2が上限）
 - ・その他経費
- (2) 助成割合は、助成対象経費の1／2以内とします。
- (3) 一般管理費は助成対象外とします。
- (4) 構成員に大学・公設試等が含まれる場合は、補助金の額の1／2を上限に、大学・公設試等の補助率を10／10以内とします。
- (5) 事業費に人件費を計上いただく場合、事業終了後の実績報告の際に業務日誌等の当該開発に従事したことが分かる資料が必要ですのでご注意ください。

5. 事業の流れ



6. 応募資格

- (1) 福岡県水素グリーン成長戦略会議会員で構成する「産」「学」「官」、「産」「学」、「産」「官」または「産」「産」で構成される共同開発チームであること。
- (2) 提案代表者は、「産」であること。
- (3) 共同開発チームに、県内企業が含まれること。

- ※ 「産」とは、日本国内に事業所を有している大企業、中堅・中小企業をいいます。
- ※ 「学」とは、学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校、及び国立大学法人法に規定する大学共同利用機関法人に在籍する研究者をいいます。
- ※ 「官」とは、国立、独立行政法人及び公設の試験研究機関をいいます。
- ※ 「県内企業」とは、「産」のうち、本社が福岡県内に所在する企業、または提案書に基づく開発を実施する研究所等が福岡県内に所在する企業をいいます。

7. 提案書受付期間

令和7年3月19日（水）から令和7年4月18日（金）午後5時必着

8. 提案書様式

様式1 「福岡県水素グリーン成長戦略会議令和7年度製品開発支援事業 実施提案書」
様式2 「プロジェクト概要書」

9. 提案書の提出方法

提案者(共同開発チームの代表企業)は、以下資料①～④を、メール、持参又は郵送のいずれかにより提出してください。

- ① 様式1 「福岡県水素グリーン成長戦略会議令和7年度製品開発支援事業 実施提案書」
- ② 様式2 「プロジェクト概要書」
- ③ 様式3 「提案書必要書類チェックシート」
- ④ 「提案テーマの基礎となる保有技術」を示す参考資料

- ※ 提案書は採択審査以外の目的に使用せず、応募内容に関する秘密は厳守いたします。提案書は返却いたしません。
- 提出された提案書等について、ヒアリングを行う場合があります。

10 採択審査

提案されたテーマの中から、「製品開発の目的・目標の妥当性」「事業化の可能性」「地域への経済波及効果」等を総合的に判断し内定者を決定します。（「事業化研究枠」については、「事業化の可能性」を重点的に審査します。）

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

11 審査結果の通知

審査結果は、6月頃にお知らせする予定です。

12 助成金の支払

助成金の支払いは、概算払い及び精算払いを併用するものとします。

なお、概算払いとは、原則として、年度途中に行う、支払済及び支払いが確定している経費に係わる助成金の支払いをいいます。

13 成果の帰属

助成事業によって得られた産業財産権等の成果は、原則として、助成を受けた共同開発チームに帰属します。

14 その他

- (1) 助成対象は、原則として、採択通知日以降に発生した経費とします。
- (2) 助成金の交付決定は単年度ごとに行います。
- (3) 複数年度にわたる事業については、前年度の事業実績の評価を行い、その結果に基づき助成額を決定します。
評価結果によっては、助成金が交付されない場合や、助成金が減額される場合があります。
- (4) 補助事業終了後、開発した製品を市場に展開したことにより得た収益については、その一部を戦略会議に納付しなければなりません。

15 問い合わせ及び応募書類の提出先

福岡県水素グリーン成長戦略会議事務局（福岡県商工部自動車・水素産業振興課内）
担当：田中、山下

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3448 , FAX 092-643-3847
E-mail info@f-suiso.jp
URL <http://www.f-suiso.jp>

別表（経費の区分）

1. 機械装置費	1 件が 1 0 万円以上の機械装置又は工具器具の購入、製作、改良、修繕、据付、撤去に要する経費。 (但し、パソコン等著しく汎用性の高いと認められるものは除く。)
2. 消耗品費	試薬、工具、消耗品のほか、1 件が 1 0 万円未満の機械装置又は工具器具の購入等に要する経費。
3. 委託費	試験、設計、加工、装置の据付工事等の外注に要する経費。 (但し、機械装置費に含まれる経費は除く。)
4. 調査旅費	必要な調査や出張のための経費。 (社内規定に基づいた旅費等を認める。)
5. 人件費	当該事業に直接関与する者の人件費。 (直接作業時間に対するものにとり、対象経費に占める人件費の割合は 1 / 2 を限度とする)
6. その他経費	1 ～ 4 以外で会長が認めた経費。 (但し、茶菓子代や飲食費、交際接待費は除く。)

【補足】補助額と自己負担額について(補助率:企業 1/2以内、大学・公設試 10/10以内)

①企業のみで構成されたグループで、補助額の合計が1,000万円の場合

- ・ 補助事業に要する経費(補助額の合計+自己負担額の合計)は、2,000万円以上となる必要がある。つまり、自己負担額の合計は、補助額(1,000万円)以上が必要。

補助額の合計 1,000 万円	自己負担額の合計 1,000 万円以上
--------------------	------------------------

※企業が複数の場合、企業毎に「補助額≦自己負担額」となる必要がある。

②企業と大学・公設試で構成されたグループで、補助額の合計が1,000万円の場合

- ・ 大学・公設試については、自己負担の必要はないが、大学・公設試の補助額の合計は、企業の補助額の合計以下となる必要がある。
- ・ 実績額を確定する際、企業の補助額の合計が減少した場合、大学・公設試の補助額の合計が減少するケースもある。

a)企業の補助額の合計が500万円、大学・公設試の補助額の合計が500万円の場合
(大学・公設試の補助額の合計が企業の補助額の合計と一致する場合)

- ・ 企業の補助事業に要する経費(補助額の合計+自己負担額の合計)は、1,000万円以上となる必要がある。つまり、企業の自己負担額の合計は、企業の補助額の合計(500万円)以上が必要。

補助額の合計 (大学・公設試) 500 万円	補助額の合計 (企業) 500 万円以上	自己負担額の合計 (企業) 500 万円以上
------------------------------	----------------------------	------------------------------

※企業が複数の場合、企業毎に「補助額≦自己負担額」となる必要がある。

b)企業の補助額の合計が600万円、大学・公設試の補助額の合計が400万円の場合

- ・ 企業の補助事業に要する経費(補助額の合計+自己負担額の合計)は、1,200万円以上となる必要がある。つまり、企業の自己負担額の合計は、企業の補助額の合計(600万円)以上が必要。

補助額の合計 (大学・公設試) 400 万円	補助額の合計 (企業) 600 万円以上	自己負担額の合計 (企業) 600 万円以上
------------------------------	----------------------------	------------------------------

※企業が複数の場合、企業毎に「補助額≦自己負担額」となる必要がある。